

新	旧
---	---

<div data-bbox="157 254 1288 365" data-label="Section-Header"> <h2 style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;">1 指針の趣旨と役割</h2> </div> <div data-bbox="157 384 320 426" data-label="Section-Header"> <h3>(1) 趣旨</h3> </div> <div data-bbox="157 445 1249 606" data-label="Text"> <p>里地里山は、農林業の生産の場や生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能のもたらす恵みは多くの県民に享受されています。</p> </div> <div data-bbox="157 606 1249 726" data-label="Text"> <p>しかしながら、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山では適切な管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつあります。</p> </div> <div data-bbox="157 726 1258 972" data-label="Text"> <p>県ではこのような状況を踏まえ、「里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図る」ことを目的として「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行するとともに、条例第7条の規定に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針を平成21年3月に定め、平成26年3月及び平成30年3月に改定し施策を実施してきました。</p> </div> <div data-bbox="157 972 1234 1052" data-label="Text"> <p>条例施行から15年、県内の里地里山保全等の活動は着実に進んできており、条例及び指針は一定の役割を果たしています。</p> </div> <div data-bbox="157 1052 1270 1173" data-label="Text"> <p>また、県の総合計画である「かながわランドデザイン・第3期実施計画 プロジェクト編」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、里地里山の保全等を促進するという目標を掲げ、「里地里山の保全・活用」に取り組んできました。</p> </div> <div data-bbox="157 1173 1249 1253" data-label="Text"> <p>一方、里地里山を取り巻く状況は活動団体の高齢化や人手不足、活動資金の不足などにより継続的な活動が危惧されています。</p> </div> <div data-bbox="157 1253 1288 1417" data-label="Text"> <p>世界的な動きとして、令和4年12月のCOP15第2部において、新たな生物多様性に関する世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する30by30の取組みが合意され、生物多様性の重要性が高まっています。</p> </div> <div data-bbox="184 1417 1205 1457" data-label="Text"> <p>それに伴い国内においても、自然共生サイトの取組が進められているところです。</p> </div> <div data-bbox="157 1457 1249 1537" data-label="Text"> <p>こうした社会情勢の変化を踏まえ引き続き里地里山の保全等を推進していくため、指針の改定を行いました。</p> </div> <div data-bbox="157 1537 1249 1659" data-label="Text"> <p>改定に当たっては、県民や活動団体の皆様から貴重な御意見や御提案を受けるとともに、神奈川県里地里山保全協議会での熱心な御議論をいただきました。御協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。</p> </div>	<div data-bbox="1590 254 2721 365" data-label="Section-Header"> <h2 style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;">1 指針の趣旨と役割</h2> </div> <div data-bbox="1590 384 1762 426" data-label="Section-Header"> <h3>(1) 趣旨</h3> </div> <div data-bbox="1590 445 2712 606" data-label="Text"> <p>里地里山は、農林業の生産の場や生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能のもたらす恵みは多くの県民に享受されています。</p> </div> <div data-bbox="1590 606 2712 726" data-label="Text"> <p>しかしながら、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山では適切な管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつあります。</p> </div> <div data-bbox="1590 726 2721 972" data-label="Text"> <p>県ではこのような状況を踏まえ、「里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図る」ことを目的として「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行するとともに、条例第7条の規定に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針を平成21年3月に定め、平成26年3月に改定し施策を実施してきました。</p> </div> <div data-bbox="1590 972 2703 1052" data-label="Text"> <p>条例施行から10年、県内の里地里山保全等の活動は着実に進んできており、条例及び指針は一定の役割を果たしています。</p> </div> <div data-bbox="1590 1052 2721 1213" data-label="Text"> <p>また、県の総合計画である「かながわランドデザイン・第2期実施計画 プロジェクト編」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、生活に<u>おいやす</u>らぎをもたらすことなど自然の有する多面的機能の維持・回復を図るとい<u>う</u>目標を掲げ、「里地里山の保全・活用」に取り組んできました。</p> </div> <div data-bbox="1590 1213 2712 1293" data-label="Text"> <p>一方、里地里山を取り巻く状況は活動団体の高齢化や人手不足、活動資金の不足などにより継続的な活動が危惧されています。</p> </div> <div data-bbox="1590 1293 2703 1373" data-label="Text"> <p>世界的な動きとして、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」によるSDGs（持続可能な開発目標）への取組が進められ、</p> </div> <div data-bbox="1590 1373 2751 1453" data-label="Text"> <p>国内においても、環境省の重要里地里山500の選定や、森林環境税の創設といった取組が進められているところです。</p> </div> <div data-bbox="1590 1453 2712 1533" data-label="Text"> <p>こうした社会情勢の変化を踏まえ引き続き里地里山の保全等を推進していくため、指針の改定を行いました。</p> </div> <div data-bbox="1590 1533 2712 1654" data-label="Text"> <p>改定に当たっては、県民や活動団体の皆様から貴重な御意見や御提案を受けるとともに、神奈川県里地里山保全協議会での熱心な御議論をいただきました。御協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。</p> </div>
---	--

新

旧

(2) 役割

この指針は条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が条例第3条に定める基本理念にのっとり取り組む施策の方向及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。

条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

(2) 役割

この指針は条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が条例第3条に定める基本理念にのっとり取り組む施策の方向及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。

条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

新		旧
<p>(2) 課題</p> <p>これまでの指針の取組実績などから、施策の方向別に次のような課題が見えてきました。</p> <p>ア 里の力</p> <p>本県都市部の人口は増加しているが、その他の地域では減少がみられ、里地里山の保全等の活動を行う団体においても若い世代の担い手が増えず高齢化が進んでいます。</p> <p>また、活動の中心となる方達の善意と強い責任感によって保全活動がなされてきた事実は否めず、活動に関わる人々の減少に伴い、保全のための資機材確保や理解を深めるためのイベント開催など、活動を継続していく上で必要となる資金の不足が顕在化してきています。</p> <p>このように、新たな担い手の確保が進まないことによる人手不足や、活動資金不足などは、前回指針改定時から解決すべき問題であり、活動を停止する団体も現れるなど、継続した活動が危惧される状態となっています。</p> <p>里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代へ継承していくという条例の目的を達成するため、今後とも里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定を促進し、活動を継続していくために必要な担い手確保や資金不足の解消を図ることが課題となっています。</p> <p>イ まちの力</p> <p>イベント等を通じて里地里山の保全等の重要性への理解は進んできていますが、里地里山の保全等に関心の低い方々への理解が進んでいないと考えられます。</p> <p>また、里地里山の保全等の活動内容や、活動への参加方法など、まちの人々が里地里山に関わるための具体的な情報提供が不足しており、十分な参加がされていない状況です。</p> <p>条例の目的を達成していくためには、里地里山に関する様々な情報を多くの県民や企業や大学等へ積極的に提供し、さらには小学校等の教育現場で里地里山が持つ多面的機能の意味や保全の意義を伝え、活動への参加を促進していくことが課題となっています。</p> <p>ウ 里の世話人</p> <p>里地里山の活動団体では、活動を推進していくための専門的アドバイスや、活動を継続的に支援してくれる県民や企業等との連携強化に対するニーズがあります。</p> <p>そこで、地域や活動団体の課題に即して、実践的かつ機動的に助言や調整を行うため、里地里山を総合的にコーディネートする仕組みを作り、支援しているところです。</p> <p>しかし、里地里山の保全等を行うためには、担い手不足の解消や地域内での活動に対する理解を得ることも必要となってきたため、自治会や地域で他の活動を行っている団体等との連携を図ることが課題となっています。</p>		<p>(2) 課題</p> <p>これまでの指針の取組実績などから、施策の方向別に次のような課題が見えてきました。</p> <p>ア 里の力</p> <p>本県都市部の人口は増加しているが、その他の地域では減少がみられ、里地里山の保全等の活動を行う団体においても若い世代の担い手が増えず高齢化が進んでいます。</p> <p>また、活動の中心となる方達の善意と強い責任感によって保全活動がなされてきた事実は否めず、活動に関わる人々の減少に伴い、保全のための資機材確保や理解を深めるためのイベント開催など、活動を継続していく上で必要となる資金の不足が顕在化してきています。</p> <p>このように、新たな担い手の確保が進まないことによる人手不足や、活動資金不足などは、前回指針改定時から解決すべき問題であり、継続した活動が危惧される状態となっています。</p> <p>里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代へ継承していくという条例の目的を達成するため、今後とも里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定を促進し、活動を継続していくために必要な担い手確保や資金不足の解消を図ることが課題となっています。</p> <p>イ まちの力</p> <p>イベント等を通じて里地里山の保全等の重要性への理解は進んできていますが、里地里山の保全等に関心の低い方々への理解が進んでいないと考えられます。</p> <p>また、里地里山の保全等の活動内容や、活動への参加方法など、まちの人々が里地里山に関わるための具体的な情報提供が不足しており、十分な参加がされていない状況です。</p> <p>条例の目的を達成していくためには、里地里山に関する様々な情報を多くの県民や企業等へ積極的に提供し、さらには小学校等の教育現場で里地里山が持つ多面的機能の意味や保全の意義を伝え、活動への参加を促進していくことが課題となっています。</p> <p>ウ 里の世話人</p> <p>里地里山の活動団体では、活動を推進していくための専門的アドバイスや、活動を継続的に支援してくれる県民や企業等との連携強化に対するニーズがあります。</p> <p>そこで、地域や活動団体の課題に即して、実践的かつ機動的に助言や調整を行うため、里地里山を総合的にコーディネートする仕組みを作り、支援しているところです。</p> <p>しかし、里地里山の保全等を行うためには、担い手不足の解消や地域内での活動に対する理解を得ることも必要となってきたため、自治会や地域で他の活動を行っている団体等との連携を図ることが課題となっています。</p>

3 かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向

(1) かながわの里地里山のめざす姿

県は、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができるよう、「人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる里地里山」を目指します。

(2) 施策の方向

ア 施策の方向

(1) の「かながわの里地里山のめざす姿」を実現するための施策は、条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等の相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

や、これまでの実績や課題を踏まえ、次の方向で推進することとします。

(ア) 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

里地里山は、地形や気候といった、その土地固有の自然と人が共生する中で形成されてきたものであり、人々の生活様式や農林業の営みも、地域によって独特のものがあります。

このため、「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、今までの施策に加えて地域や活動団体の経済的な取組に対する必要な施策を講じます。

(イ) まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

里地里山の多面的機能のもたらす恵みは、「里」の人々だけではなく、里地里山以外の「まち」の人々にも広く享受されています。

このため、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、企業や大学等も含めた「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(ウ) 里の世話人 ～里地里山のコーディネーター

里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承していくためには、里地里山の保全等が世代を超えて継続的な活動として行われる必要があります。

このため、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が里の力の施策として継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

3 かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向

(1) かながわの里地里山のめざす姿

県は、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができるよう、「人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる里地里山」を目指します。

(2) 施策の方向

ア 施策の方向

(1) の「かながわの里地里山のめざす姿」を実現するための施策は、条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等の相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

や、これまでの実績や課題を踏まえ、次の方向で推進することとします。

(ア) 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

里地里山は、地形や気候といった、その土地固有の自然と人が共生する中で形成されてきたものであり、人々の生活様式や農林業の営みも、地域によって独特のものがあります。

このため、「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、今までの施策に加えて地域や活動団体の経済的な取組に対する必要な施策を講じます。

(イ) まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

里地里山の多面的機能のもたらす恵みは、「里」の人々だけではなく、里地里山以外の「まち」の人々にも広く享受されています。

このため、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、企業や大学等も含めた「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(ウ) 里の世話人 ～里地里山のコーディネーター

里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承していくためには、里地里山の保全等が世代を超えて継続的な活動として行われる必要があります。

このため、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が里の力の施策として継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

新		旧
---	--	---

イ 重点的に取り組む事項

課題	重点的に取り組む事項
保全のための資金確保	交流促進
情報不足	情報発信
担い手不足	連携強化

具体的な取組内容

- ・ 里地里山の地域資源を活用した交流の促進
- ・ 市町村や企業等と連携やSNSなどを活用した情報発信
- ・ 企業、大学、自治会等の地域団体などとの連携強化

イ 重点的に取り組む事項

課題	重点的に取り組む事項
保全のための資金確保	交流促進
理解不足	情報発信
担い手不足	連携強化

具体的な取組内容

- ・ 里地里山の地域資源を活用した交流の促進
- ・ 市町村や企業等と連携した様々な主体からの情報発信
- ・ 自治会等の地域団体との連携強化

新		旧
---	--	---

ウ 施策展開の視点
 アの「施策の方向」に基づいた施策は、里地里山の保全等の活動の特性や現状と、イの重点的に取組む事項を踏まえて、次の三つの視点に立って展開する必要があります。

(ア) 保全、再生及び活用の一体性及び継続性
 里地里山が「保全」され多面的機能が発揮されることにより、その機能を利用し「持続可能な開発のための教育 ESD」への取組を含めた環境学習や自然体験等の「活用」が可能になり、これによって地域住民や県民の理解が深まり、地域住民や県民の「保全」の活動への参加が促進され、活動が継続的なものとなっていきます。
 また、既に多面的機能が低下している里地里山では「再生」を行うことにより、十分にその機能が発揮されることとなり、「再生」から「保全」や「活用」が行われることによって、地域的な広がりや次世代への継承が可能となります。こうした取組は、持続可能な開発目標 SDGs の達成にもつながるものです。
 このようなことから、これらの活動を一体的に「保全等」としてとらえるとともに、里地里山の資源を活用した**交流事業など**経済的活動を取り入れることや、里地里山の保全等の活動を担う次世代の人材育成を行うこと、そして里地里山の多面的機能の重要性を周知し、企業や大学等を含めた「まち」の人々の積極的な活動への参加を促進するなど、継続的な活動となるよう施策を展開する必要があります。

(イ) 保全等の活動がもたらす多様な効果
 県が平成 21 年度から行った里地里山保全等促進事業（認定協定活動団体支援事業）等により実施された保全等の活動は、田んぼの復元や農業体験などの農林業の活動や、それらを通じた県土の保全、地元小学生による生きもの調査などの教育分野での活動、貴重な生きものや多様な生きもの生育環境の保全など環境に関する分野、観光行事の開催や体験型ツーリズムの実施などの観光分野、運動と社会参加の場を提供する未病改善分野、そして伝統的なお祭りや生活文化などの地域づくりの活動、さらに企業の CSR 活動の場としてなど、多様な展開が図られました。
 このような活動の多様性を踏まえ、その活動を円滑に推進していくためには、これらに関わる多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われ、更には女性の主体的な参画、企業や大学をはじめとした教育機関等や多様な人々の参画による活動が行われるよう、施策を展開する必要があります。

(ウ) 保全等の活動の検証・評価
 里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るためには、様々な人々が関わり「里の力」・「まちの力」と「里の世話人」が強く結びつき、保全等の活動を継続していくことが重要です。
 また、その活動により生態系が保たれたとか、景観が保全されたなど、農林地等の保全により、多面的機能の発揮にどのような効果があったのかを検証し、評価を行い、その結果を明らかにすることは、「里」と「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解や、積極的な保全活動への参加を促進するためにも重要

ウ 施策展開の視点
 アの「施策の方向」に基づいた施策は、里地里山の保全等の活動の特性や現状と、イの重点的に取組む事項を踏まえて、次の三つの視点に立って展開する必要があります。

(ア) 保全、再生及び活用の一体性及び継続性
 里地里山が「保全」され多面的機能が発揮されることにより、その機能を利用し「持続可能な開発のための教育 ESD」への取組を含めた環境学習や自然体験等の「活用」が可能になり、これによって地域住民や県民の理解が深まり、地域住民や県民の「保全」の活動への参加が促進され、活動が継続的なものとなっていきます。
 また、既に多面的機能が低下している里地里山では「再生」を行うことにより、十分にその機能が発揮されることとなり、「再生」から「保全」や「活用」が行われることによって、地域的な広がりや次世代への継承が可能となります。こうした取組は、持続可能な開発目標 SDGs の達成にもつながるものです。
 このようなことから、これらの活動を一体的に「保全等」としてとらえるとともに、里地里山の資源を活用した**経済的活動**を取り入れることや、里地里山の保全等の活動を担う次世代の人材育成を行うこと、そして里地里山の多面的機能の重要性を周知し、企業や大学等を含めた「まち」の人々の積極的な活動への参加を促進するなど、継続的な活動となるよう施策を展開する必要があります。

(イ) 保全等の活動がもたらす多様な効果
 県が平成 21 年度から行った里地里山保全等促進事業（認定協定活動団体支援事業）等により実施された保全等の活動は、田んぼの復元や農業体験などの農林業の活動や、それらを通じた県土の保全、地元小学生による生きもの調査などの教育分野での活動、貴重な生きものや多様な生きもの生育環境の保全など環境に関する分野、観光行事の開催や体験型ツーリズムの実施などの観光分野、運動と社会参加の場を提供する未病改善分野、そして伝統的なお祭りや生活文化などの地域づくりの活動、さらに企業の CSR 活動の場としてなど、多様な展開が図られました。
 このような活動の多様性を踏まえ、その活動を円滑に推進していくためには、これらに関わる多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われ、更には女性の主体的な参画、企業や大学をはじめとした教育機関等や多様な人々の参画による活動が行われるよう、施策を展開する必要があります。

(ウ) 保全等の活動の検証・評価
 里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るためには、様々な人々が関わり「里の力」・「まちの力」と「里の世話人」が強く結びつき、保全等の活動を継続していくことが重要です。
 また、その活動により生態系が保たれたとか、景観が保全されたなど、農林地等の保全により、多面的機能の発揮にどのような効果があったのかを検証し、評価を行い、その結果を明らかにすることは、「里」と「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解や、積極的な保全活動への参加を促進するためにも重要

新		旧
<p>です。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>(2) のア「施策の方向」、イ「重点的に取り組む事項」及びウの「施策展開の視点」を踏まえ、今後（2019～2023 年度以降）取り組む施策、スケジュールを次のとおりとします。</p> <p>ア 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～</p> <p>「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、次の施策を講じます。また、地域選定及び協定認定の数を増やし、活動を広げていきます。</p> <p>(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進</p> <p>a 保全等の機運醸成の取組への支援</p> <p>里地里山の保全等の活動のきっかけづくりや機運の醸成を図るため、情報収集や市町村への働きかけを行うなど、市町村が実施する取組に対して助言や協力を行います。</p> <p>b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援</p> <p>土地所有者等や地域住民が主体となった保全等の活動に向けた地域の合意形成を図るため、市町村が実施する地域資源の現状や保全等に向けた課題等の調査、ワークショップ等の開催、保全等の方針の策定などの取組に対して助言や協力を行います。</p> <p>c 里地里山活動協定の締結の促進への支援</p> <p>里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取組を支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた助言や協力を行います。</p> <p>(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援</p> <p>a 里地里山保全等の活動への支援</p> <p>認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するため、活動団体が行う農林地の保全等の活動や、継続的な活動を促進するため、観光を取り入れた地域資源の活用を図るなどの経済的な取組を多面的に支援します。</p> <p>b 人材育成の取組への支援</p> <p>活動団体の活動を支える中心的人材の確保や担い手の育成を通じて活動を継続的なものとするため、活動団体が行う活動のリーダーの育成、初心者講習会、技術研修会など多様な人材育成の取組を支援します。</p>		<p>です。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>(2) のア「施策の方向」、イ「重点的に取り組む事項」及びウの「施策展開の視点」を踏まえ、今後（2019～2023 年度以降）取り組む施策、スケジュールを次のとおりとします。</p> <p>ア 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～</p> <p>「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、次の施策を講じます。また、地域選定及び協定認定の数を増やし、活動を広げていきます。</p> <p>(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進</p> <p>a 保全等の機運醸成の取組への支援</p> <p>里地里山の保全等の活動のきっかけづくりや機運の醸成を図るため、情報収集や市町村への働きかけを行うなど、市町村が実施する取組に対して助言や協力を行います。</p> <p>b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援</p> <p>土地所有者等や地域住民が主体となった保全等の活動に向けた地域の合意形成を図るため、市町村が実施する地域資源の現状や保全等に向けた課題等の調査、ワークショップ等の開催、保全等の方針の策定などの取組に対して助言や協力を行います。</p> <p>c 里地里山活動協定の締結の促進への支援</p> <p>里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取組を支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた助言や協力を行います。</p> <p>(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援</p> <p>a 里地里山保全等の活動への支援</p> <p>認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するため、活動団体が行う農林地の保全等の活動や、継続的な活動を促進するため、観光を取り入れた地域資源の活用を図るなどの経済的な取組を多面的に支援します。</p> <p>b 人材育成の取組への支援</p> <p>活動団体の活動を支える中心的人材の確保や担い手の育成を通じて活動を継続的なものとするため、活動団体が行う活動のリーダーの育成、初心者講習会、技術研修会など多様な人材育成の取組を支援します。</p>

新		旧
<p>イ まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～ 「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とは相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、次の施策を講じます。</p> <p>(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進</p> <p>a 里地里山に対する理解促進 里地里山シンポジウムの開催、教育機関や市町村との連携強化や SNS の活用などにより積極的な情報発信を図り、県民に対するかながわの里地里山の理解促進に努めます。</p> <p>b 里地里山にふれあう機会の提供 子ども里地里山体験学校等の様々な里地里山体験の取組を進めるとともに、活動団体が行う地域資源を生かした観光などの取組を支援することにより、県民が里地里山にふれあう機会を提供します。</p> <p>(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進</p> <p>a 都市住民等との交流促進への支援 都市住民等と活動団体との相互理解を深めるため、活動団体が実施する消費者団体や都市住民等へのPR活動や交流イベントの開催、情報発信などの取組を支援します。</p> <p>b 人材育成の取組への支援 都市住民等の里地里山の保全等の活動への参画を図るため、ボランティアの募集を進める他、活動団体が実施する初心者講習会、技術研修会、リーダーの育成などの人材育成の取組を支援します。</p> <p>c 企業や大学をはじめとした多様な主体との連携の促進 企業や大学等に対して、ボランティアとしての里地里山活動への参加を働きかけるなど、活動団体と企業・大学等の多様な主体との連携を促進します。</p>		<p>イ まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～ 「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とは相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、次の施策を講じます。</p> <p>(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進</p> <p>a 里地里山に対する理解促進 里地里山シンポジウムの開催、教育機関や市町村との連携強化などにより積極的な情報発信を図り、県民に対するかながわの里地里山の理解促進に努めます。</p> <p>b 里地里山にふれあう機会の提供 子ども里地里山体験学校等の様々な里地里山体験の取組を進めるとともに、活動団体が行う地域資源を生かした観光などの取組を支援することにより、県民が里地里山にふれあう機会を提供します。</p> <p>(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進</p> <p>a 都市住民等との交流促進への支援 都市住民等と活動団体との相互理解を深めるため、活動団体が実施する消費者団体や都市住民等へのPR活動や交流イベントの開催、情報発信などの取組を支援します。</p> <p>b 人材育成の取組への支援 都市住民等の里地里山の保全等の活動への参画を図るため、ボランティアの募集を進める他、活動団体が実施する初心者講習会や技術研修会などの人材育成の取組を支援します。</p> <p>c 企業や大学をはじめとした教育機関等との連携の促進 企業や大学等の多様な主体の知識やノウハウ等を、里地里山の保全等の活動に生かすため、活動団体と企業・大学をはじめとした教育機関等との連携を促進します。</p>

新	旧
---	---

<p>ウ 里の世話人 ～里地里山のコーディネート～ 「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、次の施策を講じます。</p> <p>(ア) 里地里山のコーディネート</p> <p>a 里地里山のコーディネートの推進 活動を進める上での様々な課題を解決したり、活動団体と都市住民等の連携を促進するために、専門家や市町村及び県の担当者が実践的かつ機動的な助言や調整を行います。</p> <p>(イ) 活動団体相互の連携の強化</p> <p>a 活動団体の交流の促進 県内の活動団体が参加する交流会等を開催し、活動団体間の相互理解を深め、共通の課題についての意見交換を行うなど連携の強化を図ります。</p> <p>b 活動に関する情報・ノウハウの共有 里地里山の保全等の活動の事例やノウハウを収集・蓄積し、活動団体間で共有・活用できる資料として整備します。</p> <p>(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進</p> <p>a 保全等の効果の検証・評価 里地里山の保全等の継続的な活動を促進するため、活動の効果について、大学・研究機関等と連携し、里地里山の多面的機能の観点から検証・評価し、活動団体にフィードバックします。 また、県民や企業等の里地里山の保全等の活動に対する理解と参加の促進を図るため、活動の効果について、研究成果の発表の場を設けるなど、検証・評価の結果を積極的に情報発信します。</p> <p>b 保全等の手法の調査・研究 里地里山の保全等の手法について大学・研究機関等と連携し、調査・研究を行い、より効果的な保全等の推進を図ります。</p>	<p>ウ 里の世話人 ～里地里山のコーディネート～ 「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、次の施策を講じます。</p> <p>(ア) 里地里山のコーディネート</p> <p>a 里地里山のコーディネートの推進 活動を進める上での様々な課題を解決したり、活動団体と都市住民等の連携を促進するために、実践的かつ機動的な助言や調整を行います。</p> <p>(イ) 活動団体相互の連携の強化</p> <p>a 活動団体の交流の促進 県内の活動団体が参加する交流会等を開催し、活動団体間の相互理解を深め、共通の課題についての意見交換を行うなど連携の強化を図ります。</p> <p>b 活動に関する情報・ノウハウの共有 里地里山の保全等の活動の事例やノウハウを収集・蓄積し、活動団体間で共有・活用できる資料として整備します。</p> <p>(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進</p> <p>a 保全等の効果の検証・評価 里地里山の保全等の継続的な活動を促進するため、活動の効果について、大学・研究機関等と連携し、里地里山の多面的機能の観点から検証・評価し、活動団体にフィードバックします。 また、県民や企業等の里地里山の保全等の活動に対する理解と参加の促進を図るため、活動の効果について、研究成果の発表の場を設けるなど、検証・評価の結果を積極的に情報発信します。</p> <p>b 保全等の手法の調査・研究 里地里山の保全等の手法について大学・研究機関等と連携し、調査・研究を行い、より効果的な保全等の推進を図ります。</p>
--	--

赤字：修正箇所 青地：要件等箇所